

鳥取県告示第70号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診 療 科 目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
内科	じん臓機能障害	尾崎 舞	鳥取市湖山町北二丁目555 医療法人社団尾崎病院
泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害	日向 信之	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	武中 篤	〃
リハビリテーション科	平衡機能障害 そしゃく機能障害	片桐 浩史	米子市上福原七丁目13-3 鳥取県立総合療育センター